



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 639 随意契約の相手方の決定 (税務課)
- 640 平成20年度県有施設アスベスト分析業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (環境管理課)
- 641 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 642 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 643 生活保護法による医療機関の廃止(福祉保健総務課)
- 644 生活保護法による介護機関の廃止(")
- 645 生活保護法による介護機関の指定(")
- 646 平成20年度第1回登録販売者試験の実施 (薬務課)
- 647 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 648 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (")
- 649 大規模小売店舗立地法による白浜町から聴取した意見の概要 (")
- 650 土地改良区連合管理規程の認可 (農業農村整備課)
- 651 土地改良区管理規程の変更認可 (")
- 652 県営土地改良事業の工事完了 (")
- 653 県営土地改良事業の工事完了 (")
- 654 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)
- 655 保安林予定森林 (")
- 656 和歌山県教育史第二巻通史編Ⅱ製作業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)

○ 公安委員会告示

- 18 警備員指導教育責任者講習の実施

○ 会計管理者訓令

- *3 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (出納室)

○ 公告

- 入札公告 (環境管理課)
- " (教育委員会)
- 小中学校給与事務等業務委託に係るプロポーザルの参加希望者に対する事前説明会の実施 (")

○ 正誤

- 平成20年3月28日付け和歌山県報第1946号和歌山県訓令第5号中

告 示

和歌山県告示第639号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南大阪電子計算センター
大阪府貝塚市協浜四丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム	
ア 法人2税	
(ア) 予定申告書等パンチ処理	24円
1件当たり	
(イ) 予定申告書等入力処理	10,100円
1か月当たり	
(ウ) 予定申告書等作成処理	22,500円
1か月当たり	
(エ) 確定申告書等パンチ処理	60円
1件当たり	
(オ) 確定申告書等入力処理	40,100円
1か月当たり	
(カ) 確定申告書等作成処理	83,600円
1か月当たり	
(キ) 申告書入力特別処理	27,600円
1か月当たり	

(ク) 更正・決定処理 1か月当たり	72,600円	(ア) 申告書パンチ処理 1件当たり	24円
(ケ) 利子割額明細書パンチ処理 1件当たり	13円	(イ) 申告書入力処理 1か月当たり	43,600円
(コ) 利子割額明細書入力処理 1か月当たり	21,600円	(ウ) 不申告加算金決定処理 1か月当たり	12,600円
(サ) 利子割額明細書作成処理 1か月当たり	48,200円	(エ) 更正・決定処理 1か月当たり	12,600円
(シ) 是認入力処理 1か月当たり	109,600円	(オ) 月例処理 1か月当たり	80,100円
(ス) 月例統計処理 1か月当たり	132,600円	(カ) 課税状況前年対比処理 1か月当たり	54,600円
(セ) 交付税調作成処理 作業1回当たり	300,000円	(キ) 収納マスタ更新処理 1か月当たり	30,600円
(ソ) 課税状況調作成処理 作業1回当たり	300,000円	(ク) オンライン処理 1か月当たり	42,600円
(タ) 法人登録に関する処理 1か月当たり	57,600円	(ケ) 年次統計処理 作業1回当たり	15,000円
(チ) 未処理法人調査に関する処理 作業1回当たり	75,000円	ウ 証券二税	
(ツ) 収納マスタ更新処理 1か月当たり	72,600円	(ア) 申告書パンチ処理 1件当たり	24円
(テ) オンライン処理 1か月当たり	147,600円	(イ) 申告書入力処理 1か月当たり	43,600円
(ト) 予算積算資料パンチ処理 1件当たり	50円	(ウ) 不申告加算金決定処理 1か月当たり	12,600円
(ナ) 予算積算資料作成処理 作業1回当たり	80,000円	(エ) 更正・決定処理 1か月当たり	12,600円
(ニ) 年報ファイル作成処理 作業1回当たり	30,000円	(オ) 月例処理 1か月当たり	80,100円
(ヌ) 大口法人・減免法人調べ 作業1回当たり	45,000円	(カ) 課税状況前年対比処理 1か月当たり	54,600円
(ネ) 増減理由に関する調べ 作業1回当たり	27,000円	(キ) 収納マスタ更新処理 1か月当たり	30,600円
(ノ) 未登録法人調査処理 作業1回当たり	20,000円	(ク) オンライン処理 1か月当たり	42,600円
(ハ) 国税突合処理 1か月当たり	40,000円	(ケ) 年次統計処理 作業1回当たり	15,000円
(ヒ) 外形標準課税等別表パンチ処理 1件当たり	50円	エ 不動産取得税	
(フ) 外形標準課税等別表入力処理 1か月当たり	47,600円	(ア) 調定データパンチ処理 1件当たり	65円
(ヘ) 外形標準課税等別表作成処理 1か月当たり	32,600円	(イ) 調定データ取込処理 1か月当たり	20,000円
(ホ) 電子申告データ反映処理 1か月当たり	100,000円	(ウ) 調定データ入力処理 1か月当たり	87,600円
イ 県民税利子割		(エ) 月例処理 1か月当たり	138,600円
		(オ) 課税チェックリスト作成処理	

1か月当たり	27,600円	1か月当たり	12,600円
(カ) 収納マスタ更新処理		(エ) 月例処理	
1か月当たり	42,600円	1か月当たり	72,600円
(キ) オンライン処理		(オ) 収納マスタ更新処理	
1か月当たり	72,600円	1か月当たり	27,600円
(ク) 総務省報告処理		(カ) オンライン処理	
作業1回当たり	72,000円	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理		(キ) OCR処理	
作業1回当たり	45,000円	1か月当たり	27,600円
オ 個人事業税		(ク) 年次処理	
(ア) 随時調定処理		作業1回当たり	30,000円
1か月当たり	117,600円	ク 個人県民税	
(イ) 個人事業税調査表処理		(ア) 月例処理	
作業1回当たり	5,000円	1か月当たり	102,600円
(ウ) 調定データパンチ処理		(イ) 収納マスタ更新処理	
1件当たり	28円	1か月当たり	12,600円
(エ) 定例調定処理(前期)		(ウ) オンライン処理	
作業1回当たり	885,500円	1か月当たり	12,600円
(オ) 定例調定処理(後期)		(エ) 年次統計処理	
作業1回当たり	673,500円	作業1回当たり	75,000円
(カ) 収納マスタ更新処理		ケ その他処理	
1か月当たり	42,600円	(ア) 調定処理(鉦区税)	
(キ) オンライン処理		作業1回当たり	90,000円
1か月当たり	72,600円	(イ) 調定処理(狩猟税)	
(ク) 年次統計処理		作業1回当たり	90,000円
作業1回当たり	45,000円	(ウ) 収納マスタ更新処理	
カ ゴルフ場利用税		作業1回当たり	12,600円
(ア) 申告書処理		(エ) オンライン処理	
1か月当たり	27,600円	1か月当たり	12,600円
(イ) 不申告加算金決定処理		(オ) 課税状況調パンチ処理	
1か月当たり	5,100円	1枚当たり	640円
(ウ) 更正・決定処理		コ 収納管理	
1か月当たり	5,100円	(ア) 消し込み処理	
(エ) 月例処理		1か月当たり	597,600円
1か月当たり	72,600円	(イ) 還付充当処理	
(オ) 収納マスタ更新処理		1か月当たり	312,900円
1か月当たり	20,100円	(ウ) 月次集計処理	
(カ) オンライン処理		1か月当たり	95,000円
1か月当たり	42,600円	(エ) 督促状・催告状等作成処理	
(キ) 年次処理		1か月当たり	87,600円
作業1回当たり	30,000円	(オ) 未納・減額・処分等一覧表作成	
キ 軽油引取税		1か月当たり	50,100円
(ア) 申告書処理		(カ) 報償金算定処理	
1か月当たり	42,600円	作業1回当たり	46,500円
(イ) 不申告加算金決定処理		(キ) 決算統計処理	
1か月当たり	12,600円	作業1回当たり	690,000円
(ウ) 更正・決定処理		(ク) 収納実績処理	

1か月当たり	117,600円	1本当たり	22,000円
(ケ)宛名圧縮マスタ作成処理		(オ) B4カット用紙	
作業1回当たり	375,000円	1箱当たり	2,480円
(コ)滞納処分一覧表作成		(カ) A4カット用紙	
1か月当たり	80,100円	1箱当たり	1,680円
(サ)収入状況一覧表作成		(キ)応用用紙(白紙連続用紙)	
作業1回当たり	66,600円	1箱当たり	2,900円
(シ)滞納者管理オンライン処理		(ク)ロングライフリボンカートリッジ	
1か月当たり	72,600円	1個当たり	2,200円
(ス)不納欠損処理		シ メール費用	
作業1回当たり	30,000円	(ア)各種帳票集配送	
(セ)高額滞納者一覧処理		1か月当たり	190,000円
作業1回当たり	249,000円	ス システム作成費用	
(ソ)滞納整理進行管理状況処理		(ア)プログラム作成費	
1か月当たり	132,900円	1人日当たり	40,000円
(タ)マスタ切り処理		セ 機器使用料	
作業1回当たり	300,000円	(ア)端末装置使用料	
(チ)延滞金切り処理		1か月当たり	5,206,200円
作業1回当たり	90,000円	(イ)端末装置保守料	
(ツ)本税時効到来分リスト作成		1か月当たり	1,711,850円
作業1回当たり	36,000円	(ウ)回線使用料	
(テ)延滞金時効到来分リスト作成		1か月当たり	1,199,400円
作業1回当たり	90,000円	(エ)付属機器使用料	
(ト)延滞金催告通知処理		1か月当たり	1,403,060円
作業1回当たり	300,000円	(オ)情報セキュリティ対策料	
(ナ)未納データベース作成処理		1か月当たり	489,200円
作業1回当たり	46,000円	(カ)休日等ホスト稼働料	
(ニ)住所コード更新処理		1時間当たり	19,000円
1か月当たり	32,600円	ソ 県税運営システム再開発	
(ヌ)金融機関エラーチェック処理		(ア)プログラム開発費	
作業1回当たり	48,600円	1ステップ当たり	320円
(ネ)データコンバート等処理		(2)軽油流通情報管理システム	
1秒当たり	450円	ア データパンチ処理	
(ノ)納付情報登録処理		1件当たり	23円
1か月当たり	65,000円	イ 流通データ処理	
(ハ)仮消し込み反映処理		1か月当たり	169,100円
1か月当たり	17,000円	ウ 異動データ処理	
(ヒ)本消し込み反映処理		1か月当たり	39,600円
1か月当たり	10,000円	エ 数量突合処理	
サ 各種消耗品		1か月当たり	27,600円
(ア)EPカートリッジキット(NIP)		オ 申告書プレプリント処理	
1本当たり	52,000円	1か月当たり	36,600円
(イ)EPカートリッジ大		カ 県内突合エラーリスト作成処理	
1本当たり	43,000円	1か月当たり	36,600円
(ウ)EPカートリッジ中		(3)自動車税システム	
1本当たり	33,600円	ア 月例処理関係	
(エ)EPカートリッジ小		(ア)分配情報作成及び関連処理	

1か月当たり	119,400円	申請書1件当たり	16.50円
(イ) 分配情報チェックリスト作成 情報1件当たり	9.10円	(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし) 納税通知書1件当たり	17.40円
(ウ) 分配情報修正カード作成 修正データ1項目1枚当たり	14円	(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり) 納税通知書1件当たり	16.20円
(エ) 分配情報修正作業 1か月当たり	119,400円	(ケ) 定期賦課処理 作業1回当たり	990,000円
(オ) カナ情報修正カード作成 修正データ1項目1枚当たり	14円	(コ) 賦課時情報引継処理 作業1回当たり	24,000円
(カ) カナ情報付与処理 1か月当たり	79,700円	(サ) 履歴マスタ年度末処理 作業1回当たり	180,000円
(キ) 車種名付与処理 1か月当たり	33,600円	(シ) 滞納繰越年度末処理 作業1回当たり	180,000円
(ク) 追加情報カード作成 追加情報1項目1枚当たり	9円	(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理 作業1回当たり	180,000円
(ケ) 追加情報付与処理 1か月当たり	66,400円	(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理 作業1回当たり	135,000円
(コ) 税率・郵便番号等付与処理 1か月当たり	53,400円	(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理 1か月当たり	24,300円
(サ) 課税マスタ異動処理 1か月当たり	404,400円	(タ) 公示サインによるコメントレコード作成 1か月当たり	57,300円
(シ) 減額・還付内訳書作成処理 1件当たり	1.80円	(チ) 要調査サイン修復処理 作業1回当たり	60,000円
(ス) 減額通知書作成 減額通知書1件当たり	21円	(ツ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞納) 作業1回当たり	60,000円
(セ) 公金送金通知書等作成処理 通知書1件当たり	32円	(テ) 職権保留更新処理(現年及び滞納) 作業1回当たり	90,000円
(ソ) リストテープ作成処理 作業1回当たり	80,400円	(ト) 減免・免除・復活更新処理 1か月当たり	270,000円
(タ) 納税者番号付与処理 1か月当たり	179,400円	ウ 納貯口座処理関係	
(チ) 異動履歴処理作業 1か月当たり	89,400円	(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理 作業1回当たり	675,000円
(ツ) 自動車取得税月例処理 1か月当たり	48,400円	(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理 作業1回当たり	90,000円
イ 課税処理関係		(ウ) 納貯口座マスタ異動処理 作業1回当たり	31,000円
(ア) 賦課減額決議書等作成処理 作業1回当たり	55,000円	(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理 1件当たり	1.80円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理 作業1回当たり	81,000円	(オ) 口座振替分納税通知書データ作成 通知書1件当たり	6.20円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理 作業1回当たり	45,000円	(カ) 県税振替納付依頼書作成 依頼書1件当たり	11.50円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理 作業1回当たり	121,000円	(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理 作業1回当たり	18,000円
(オ) 減免通知書作成 通知書1件当たり	6.20円	(ク) 口座振替分磁気テープ作成 作業1回当たり	18,000円
(カ) 減免継続申請書作成処理		(ケ) 口座振替分フロッピーディスク作成	

作業1回当たり	45,000円	(キ) 賦課時データベース(調定一人別)作成	
(コ) 金融機関コード別集計表作成作業		作業1回当たり	225,000円
作業1回当たり	22,000円	(ク) 未納データベース(収入状況)作成	
(サ) 金融機関コード整備処理		作業1回当たり	228,700円
1か月当たり	21,600円	(ケ) 身体障害者減免データベース作成	
(シ) 振替口座データ一括変換処理		1か月当たり	12,900円
作業1回当たり	60,000円	(コ) 身体障害者減免未納者一覧表作成	
(ス) 口座振替納税証明書データ作成		作業1回当たり	120,000円
1件当たり	6.20円	(サ) 職権抹消処理	
エ 収納処理関係		作業1回当たり	216,000円
(ア) オンライン消込処理		(シ) 職権抹消照会ハガキ作成	
1件当たり	17円	1件当たり	12円
(イ) 収入状況一覧表作成		(ス) データコンバート等処理	
1件当たり	1.80円	1秒当たり	450円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理		(セ) オンライン処理作業	
作業1回当たり	120,000円	1か月当たり	899,700円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)		カ 自動車取得税関係	
1件当たり	17.40円	(ア) 自動車取得税データコンバート	
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)		作業1回当たり	15,000円
1件当たり	16.20円	キ プログラム作成関係	
(カ) 徴収カード作成処理		(ア) プログラム作成費	
1件当たり	8.50円	1人日当たり	40,000円
(キ) 各種テープ抽出処理		(イ) プログラム開発費	
作業1回当たり	150,000円	1ステップ当たり	320円
(ク) 督促状等控えリスト作成		6 契約の相手方を決定した手続	
1件当たり	1.20円	随意契約	
(ケ) 督促状等発付前納付リスト作成		7 随意契約の理由	
作業1回当たり	12,000円	特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治	
(コ) 口座振替分磁気テープ変換作業		法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随	
作業1回当たり	18,000円	意契約する。	
(サ) 自動車税済通年度処理			
作業1回当たり	117,000円		
(シ) MPN収納用納税証明書作成			
1件当たり	6.20円		
オ 統計その他			
(ア) 各種統計資料作成処理			
作業1回当たり	121,000円		
(イ) 軽油使用者調作成処理			
1件当たり	3.60円		
(ウ) 各種リストテープ作成処理			
作業1回当たり	121,000円		
(エ) 各種プルーフリスト作成			
1か月当たり	9,900円		
(オ) 大口リスト作成			
1件当たり	1.80円		
(カ) コメントリスト作成			
作業1回当たり	30,000円		

和歌山県告示第640号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度県有施設アスベスト分析業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

平成20年度県有施設アスベスト分析業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年5月1日(木)現在において、次に掲げる要件のいずれにつ

いても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 消費税、地方消費税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 社団法人日本作業環境測定協会により公表されている石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧に記載されており、かつ、自社の分析施設の所在地が近畿府県にある者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 直近1か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有するもの)にあっては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)

カ 使用印鑑届

キ 誓約書

ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

ケ 会社概要を示す書類(分析施設等の所在がわかるパンフレット等)

(2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。ただし、事業経歴書は(2の2)のみの省略とする。

(3) (1)のア、イ、カ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年4月25日(金)から平成20年5月8日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平

成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年4月25日(金)から平成20年5月9日(金)までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年5月1日(木)から平成20年5月9日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2683
ファクシミリ番号 073-441-2689

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年5月13日(火)までに通知する。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年5月14日(水)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成20年5月15日(木)までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第641号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年6月11日まで縦覧に供する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日
平成20年4月11日

2 名称
特定非営利活動法人エルシティオ

3 代表者の氏名
金城清弘

4 主たる事務所の所在地
和歌山市手平6丁目112番地1

5 定款に記載された目的
この法人は、共同作業所エルシティオの運営に直接責任を持ち、ひきこもりの青年や神経症及び重症神経症・情動コントロールの障害・広汎性発達障害・行為障害・反社会性人格障害の青年らの働く場の保障や心のリハビリテーションをおこない、また、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、ひきこもり等についての啓発活動や当事者の自立の促進をおこない、地域福祉の向上等に寄与することを目的とします。

和歌山県告示第642号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年4月15日指定した。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	ポシュett 5月号	18103-5	小学館
コミック	恋愛チェリーピンク 5月号	17744-5	秋田書店
コミック	恋愛天国パラダイス 5月号	09675-5	竹書房
コミック	恋愛白書パステル 5月号	19625-05	宙出版
コミック	恋愛パラダイス 5/1増刊号	09676-5/1	竹書房
コミック	ドラ 5月号	16695-05	コアマガジン
月刊誌	スコラ 5月号	15401-5	スコラマガジン
月刊誌	エキサイティングマックス! 5月号	02091-5	ぶんか社
月刊誌	特冊新鮮組DX 5月号	06681-5	竹書房
雑誌	芸能アイドル裏JAPAN vol.1.11	62871-80	メディアソフト
月刊誌	決定版! XX 5月号	13319-5	ミリオン出版
月刊誌	ピンキーマガジン 4月号	不明	H(アッシュ)

雑誌	ENJOY. vol.01	06232-05	笠倉出版社
月刊誌	実話マッドマックス 5月号	15279-05	コアマガジン
雑誌	お宝ガールズ 5月号	02257-05	コアマガジン
月刊誌	ナックルズEX 5月号	16809-5	ミリオン出版
雑誌	漫画実話ナックルズ 増刊vol.7	18422-05	ミリオン出版
雑誌	裏ナビJUNK vol.6	17894-04	大都社
月刊誌	ブブカ 5月号	17885-05	コアマガジン
月刊誌	裏モノJAPAN 5月号	01805-5	鉄人社
雑誌	ブブカゼロ vol.1	17886-05	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 5月号	05267-5	竹書房
雑誌	ハプニング&超面白動画・待画ケータイ無料サイトガイドブック vol.3	66072-63	ダイアプレス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第643号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
新医67-6	医療法人泉内科	新宮市下田一丁目9番5号	平成20.3.31

和歌山県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社中松	西牟婁郡白浜町内ノ川24-5	訪問看護ステーション時計	西牟婁郡白浜町内ノ川24-6	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.2.29
医療法人九曜會	伊都郡かつらぎ町笠田	前田医院	伊都郡かつらぎ町笠田	訪問看護	平成

東727

東727

20.3.31

和歌山県告示第645号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社中松	西牟婁郡白浜町内ノ川224-5	訪問看護ステーション時計	田辺市新庄町2322-2	訪問看護・介護 予防訪問看護	平成20.3.1

和歌山県告示第646号

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成20年度第1回登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験期日及び期間

平成20年8月31日(日)

午前10時から午後3時まで

2 試験場所

和歌山県和歌山市栄谷930番地

和歌山大学

3 受験申込書の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成20年5月20日(火)から6月30日(月)までの和歌山県の休日を含め、平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間にイに掲げる場所で配布する。

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課(以下「薬務課」という。)及び県立保健所(支所を含む。)

(2) 提出期間

平成20年6月16日(月)から同月30日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に(3)に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成20年6月30日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

薬務課及び県立保健所(支所を含む。)

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ロッシュコート I

和歌山県岩出市西野100-2 他48筆

2 意見の概要

(1) 周辺住民の生活環境全般に悪影響のないように努め、万一地域住民から苦情等が発生した場合は、当該事務所において誠意をもってその解決にあたること。

(2) 事業所から出るごみの適切な処理をお願いする。

(3) 駐車場の出入口付近において国道24号および市道根来川堤防1号線を走行中の車両の走行を妨げないよう、安全性と円滑性に努めること。

特に出車に対する歩道部への注意を促す交通事故防止看板の設置や出入口の見通しを考えフェンス等への看板設置はしないこと。

また、混雑が予想される時は交通事故防止のための交通整理員の配置をお願いする。

(4) 近くに中学校があるため、学生に悪影響を及ぼさないような営業に努め、自転車通学の学生等の安全の確保に努めること。

(5) 車上ねらい等の防止のため、駐車場への警備員の配置や防犯カメラの設置に配慮すること。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

岩出市事業部農林経済課(和歌山県岩出市西野209番地)

和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209番地)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成20年4月25日～平成20年5月26日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第647号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1

和歌山県告示第648号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グルメンティ田辺ショッピングセンター
和歌山県田辺市宝来町24-26
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
田辺市産業部商工振興課(和歌山県田辺市下屋敷町31-1
テレコムビル1F)
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成20年4月25日～平成20年5月26日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第649号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により白浜町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
白浜ショッピングセンター
和歌山県西牟婁郡白浜町1349-1
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
白浜町観光課(和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地)
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成20年4月25日～平成20年5月26日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第650号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条の規定において準用する同法第57条の2第1項の規定により、紀の川土地改良区連合の小田頭首工、藤崎頭首工及び岩出頭首工の管理規程を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

小田頭首工管理規程の概要

- 1 取水放流及びゲートの操作に関する事項
- 2 点検及び整備に関する事項
- 3 洪水警戒体制における措置に関する事項
- 4 その他施設の管理に関し必要な事項

藤崎頭首工管理規程の概要

- 1 取水放流及びゲートの操作に関する事項
- 2 点検及び整備に関する事項
- 3 洪水警戒体制における措置に関する事項
- 4 その他施設の管理に関し必要な事項

岩出頭首工管理規程の概要

- 1 取水放流及びゲートの操作に関する事項
- 2 点検及び整備に関する事項
- 3 洪水警戒体制における措置に関する事項
- 4 その他施設の管理に関し必要な事項

和歌山県告示第651号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、南紀用水利土地改良区の島ノ瀬ダム管理規程及び辺川頭首工管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更の概要

- | | |
|-----------|----------|
| 島ノ瀬ダム管理規程 | 計画放流量の変更 |
| 辺川頭首工管理規程 | 計画取水量の変更 |

和歌山県告示第652号

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業吉備北部地区
- 2 確定年月日 平成14年3月13日
- 3 工事を完了した時期 平成20年3月21日

和歌山県告示第653号

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

業有田西部地区
 2 確定年月日 平成14年3月13日
 3 工事を完了した時期 平成20年3月24日

和歌山県告示第654号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする
 予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律
 第249号)第30条の規定により、告示する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字志賀
 字東出1361の2(国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第655号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で
 ある旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249
 号)第30条の規定により告示する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町瀧本字太曾
 根1108の1、1108の2、字細野1113、字出谷奥1117の1、111
 7の3、1117の4、字小足谷1133・1134の1・1134の2・1135
 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1135の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
 る標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
 及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市
 役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第656号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法
 令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定
 に基づき、和歌山県教育史第二巻通史編Ⅱ製作業務委託に
 係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格
 審査の申請方法を次のように定める。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称
 和歌山県教育史第二巻通史編Ⅱ製作業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
 この一般競争入札に参加することができる者は、平成2
 0年4月25日現在において、次の(1)から(7)までの全
 ての要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であ
 ること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への
 参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 国税及び県税を滞納していない者であること。
 - (4) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止さ
 れていない者であること。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、民事
 再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更
 生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始
 の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 直近5年以内に国、和歌山県又は他の地方公共団体と
 同種同等の契約を締結し、当該業務を行った実績を有
 する者であること。
 - (7) 和歌山県内に本社、本店、支店又は営業所を設置し
 ている者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、
 次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 誓約書
 - エ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - オ 使用印鑑届
 - カ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過
 していないもの)
 - キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当
 該法人の登記事項証明書及び定款
 - ク 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、
 損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては
 青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及
 び損益計算書)
 - ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納
 税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人事業税又は個人事業税
 - (ウ) 法人にあっては、法人県民税
 - (エ) 自動車税
 - (オ) 個人にあっては、県・市町村民税
 - コ 2の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し
 - (2) (1)の(ア)から(ケ)までに掲げる申請書類の用紙につい

ては、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は平成20年4月21日(月)から平成20年4月28日(月)までの、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。ただし、(1)のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできる。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問のある者は、平成20年4月21日(月)から平成20年5月2日(金)午後4時までの間に和歌山県教育総務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の申請の時期及び受付場所

(1)に掲げる申請書類は、平成20年4月21日(月)から平成20年5月2日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3637

ファクシミリ番号 073-432-4517

6 資格審査の結果通知等

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年5月9日(金)までに通知するとともに、資格を有すると認められた者に対しては、一般競争入札参加資格者名簿に登録する。

7 資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から平成21年3月31日(火)までとする。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年5月15日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。

(4) 当該説明を求めた者に対する回答については、平成20年5月20日(火)までに書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第18号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以

下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成20年4月25日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務(以下「1号警備業務」という。)に係る講習で、2の(1)に掲げる者を対象とするもの(以下「新規取得講習(1号)」という。)	平成20年6月18日(水)から平成20年6月26日(木)までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 (合同実施)	30名
1号警備業務に係る講習で、2の(2)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(1号)」という。)	平成20年6月23日(月)から平成20年6月26日(木)までの4日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習(1号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るもの

に限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習(1号)

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、平成20年5月21日(水)から平成20年5月23日(金)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先に確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間、提出方法等

上記3により、事前申出を受け付けされた者は、平成20年5月28日(水)から平成20年5月30日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 新規取得講習(1号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 上記2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(1)のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

b 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

イ 追加取得講習(1号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 上記2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(2)のアに該当する者

- 警備業務従事証明書及び履歴書 各1通
- b 2の(2)のイに該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通
- c 2の(2)のウに該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通
- d 2の(2)のエに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通
- e 2の(2)のオに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(2) 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- ア 新規取得講習(1号) 47,000円
イ 追加取得講習(1号) 23,000円

5 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施す

有田振興局総務企画室の出納員	有田振興局総務企画室の現金の取納に際し必要なりついに充てるため。	50,000円
----------------	----------------------------------	---------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

入 札 公 告

平成20年度県有施設アスベスト分析業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札という。」)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号
平成20年度環管第10号
- (2) 委託業務名
県有施設アスベスト分析業務
- (3) 業務委託内容
仕様書による。
- (4) 業務履行の場所

- る。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。
- 6 講習業務の委託
講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。
- 7 問い合わせ先
和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
電話番号:073-423-0110(内線 3027・3028)

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第3号

庁中一般

各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月25日

和歌山県会計管理者 雑 賀 忠 士

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程(平成17年和歌山県出納長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表伊都振興局総務企画室の出納員の項の次に次のように加える。

和歌山県が指定する場所

(5) 委託業務期間

契約締結日から平成20年7月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第640号に規定する委託業務に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(2) 日時

平成20年4月25日(金)から平成20年5月8日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 日時

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、平成20年4月25日（金）から平成20年5月9日（金）までの間に和歌山県環境政策局環境管理課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。回答は、平成20年5月15日（木）までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合には全員に文書により行う。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 日時

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成20年5月9日（金）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。回答は、平成20年5月15日（木）までに、軽微な質疑内容の場合には質疑者に、金額に関わる重要な質疑内容の場合には全員に文書により行う。

6 競争入札執行の場所及び日時等

(1) 競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階中会議室

イ 入札日時

平成20年5月16日（金）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

<p>要 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否 14 その他 この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の 名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課</p> <p>(2) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地 郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-2683 ファクシミリ番号 073-441-2689</p> <p>(3) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語 及び日本国通貨とする。</p>	<p>(1) 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先 和歌山県教育庁教育総務局総務課 電話番号 073-441-3637(直通) ファクシミリ番号 073-432-4517</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階教育委員室</p> <p>(2) 日時 平成20年5月1日(木)午前10時</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 5の(1)に同じ。</p> <p>イ 入札日時 平成20年5月22日(木)午前10時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本 県より入札の参加資格があることを確認された旨の通 知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法</p> <p>(1) 6に定める日時及び場所に入札書を持参することとし、 郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。</p> <p>(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金 額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」とい う。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費 税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業 者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の10 0に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入 札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなけ ればならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付 する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を 除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金 に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法</p>
<p>入 札 公 告</p> <p>平成20年度和歌山県教育史第二巻通史編Ⅱ製作業務委託 について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」とい う。)第167条の6の規定に基づき公告する。</p> <p>平成20年4月25日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>	
<p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 事業年度 平成20年度</p> <p>(2) 業務の名称 和歌山県教育史第二巻通史編Ⅱ製作業務委託</p> <p>(3) 業務の仕様等 仕様書による。</p> <p>(4) 業務期間 平成20年6月2日(月)から平成21年3月31日(火)ま で</p> <p>2 一般競争入札参加者の資格に関する事項 平成20年和歌山県告示第656号に規定する和歌山県教育 史第二巻通史編Ⅱ製作業務委託入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山県教育庁教育総務局総務課 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館 6階</p> <p>(2) 期間 平成20年4月21日(月)から平成20年4月28日(月)ま での和歌山県の休日定める条例(平成元年和歌山県条 例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10 時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書等を交付する場所及び期間等</p>	

令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

電話番号 073-441-3637(直通)

ファクシミリ番号 073-432-4517

公 告

和歌山県教育庁教育総務局給与課及び給与課紀南分室における小学校及び中学校に係る給与事務等の業務委託について、委託業者の選定をプロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により実施するため、プロポーザルの参加希望者に対する事前説明会を次のとおり実施する。

平成20年4月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 概要

(1) 業務名

和歌山県教育庁教育総務局給与課及び給与課紀南分室における小中学校事務の業務委託

(2) 業務内容

(3)の業務場所において実施する市町村立小学校、中学校教職員等の給与及び出張旅費の支払並びに社会保険及び労働保険に関する事務の一部

(3) 業務場所

ア 和歌山県教育庁教育総務局給与課(和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1)

イ 和歌山県教育庁教育総務局給与課紀南分室(田辺市新庄町3353の9)

(4) 委託期間

平成20年8月1日から平成21年7月31日まで

2 事前説明会への参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県内に本店、支店又は営業所を設けていること。

(3) 次に掲げる税金に未納がないこと。

ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

イ 和歌山県が課する県税全税目

ウ 個人にあっては、在住市町村が課する市町村税全税目

3 事前説明会の実施

(1) 事前説明会開催日時及び場所

ア 日時 平成20年5月16日(金)午後1時30分から

イ 場所 和歌山県民文化会館 405号室

(2) 出席手続

平成20年5月13日(火)午後5時までに、(4)の担当課に電話により申し込むものとする。

(3) その他

2の参加資格の要件を満たすことを確認できる書面を

事前説明会当日までに(4)の担当課に提出するものとする。

(4) 担当課

〒640-8585(和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1(和歌山県庁南別館6F))

和歌山県教育庁 教育総務局 給与課

電話番号 073-441-3674(直通)

ファクシミリ番号 073-441-3678

4 留意事項

事前説明会に出席していない者は、プロポーザルに参加できないものとする。

5 その他

(1) 説明書の交付

事前説明会当日に説明会場において交付する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他

詳細は、事前説明会で交付する説明書による。

正

誤

正

誤

平成20年3月28日付け和歌山県報第1946号和歌山県訓令第5号中

4	01	H I V 抗体価測定					
	02	H I V 抗体価精密測定					
	03	H C V 抗体価測定					
	04	H C V 核酸同定検査					
	05	梅毒脂質抗原使用検査(定性)					
	06	梅毒脂質抗原使用検査(定量)					
	07	T P H A 試験定性					
	08	T P H A 試験定量					

は誤りにつき、

4	01	H I V 抗体価測定					
	02	H I V 抗体価精密測定					
	03	H C V 抗体価測定					
	04	H C V 抗原検査					
	05	H C V 核酸同定検査					
	06	梅毒脂質抗原使用検査(定性)					
	07	梅毒脂質抗原使用検査(定量)					
	08	T P H A 試験定性					
	09	T P H A 試験定量					

に訂正する。